

押印を存続する行政手続

(注) 本資料は、「行政手続等の棚卸（令和2年度調査）」における「押印原則の見直し」に対する、各府省からの回答（回答期日：令和3年3月31日）のうち、押印の見直し方針が「3 対応しない（存続の方向で検討中）」であったものを一覧化等したものの。

所管府省	手続名	根拠法令	押印の根拠	押印の種類	存続する理由
総務省	政党交付金の交付を受ける政党の届出	政党助成法	省令・告示に様式	登記印・登録印	政党交付金は国民から徴収された税金その他の貴重な財源から賄われるものであり、政党交付金の交付を受ける政党は、政党交付金を適切に使用すべき責任を負うとの観点から、法人格を有する政党に限定するという特別な構成がとられている。また、形式的審査権のみを有する総務省としては、登記印の押印により交付先を判断することとしている。以上のことから、登記印の押印は、政党が分割等をした場合も含め、届出や請求の主体・内容が、真に政党交付金を受けける法人格を有する政党によるものであることを客観的に判断することの担保となっており、引き続き必要であると考えられる。
	政党交付金の交付を受ける政党の届出に係る異動届出	政党助成法	省令・告示に様式	登記印・登録印	政党交付金は国民から徴収された税金その他の貴重な財源から賄われるものであり、政党交付金の交付を受ける政党は、政党交付金を適切に使用すべき責任を負うとの観点から、法人格を有する政党に限定するという特別な構成がとられている。また、形式的審査権のみを有する総務省としては、登記印の押印により交付先を判断することとしている。以上のことから、登記印の押印は、政党が分割等をした場合も含め、届出や請求の主体・内容が、真に政党交付金を受けける法人格を有する政党によるものであることを客観的に判断することの担保となっており、引き続き必要であると考えられる。
	政党交付金の交付請求	政党助成法	省令・告示に様式	登記印・登録印 + 印鑑証明	政党交付金は国民から徴収された税金その他の貴重な財源から賄われるものであり、政党交付金の交付を受ける政党は、政党交付金を適切に使用すべき責任を負うとの観点から、法人格を有する政党に限定するという特別な構成がとられている。また、形式的審査権のみを有する総務省としては、登記印の押印により交付先を判断することとしている。以上のことから、登記印の押印は、政党が分割等をした場合も含め、届出や請求の主体・内容が、真に政党交付金を受けける法人格を有する政党によるものであることを客観的に判断することの担保となっており、引き続き必要であると考えられる。
	政党の解散等の届出	政党助成法	省令・告示に様式	登記印・登録印	政党交付金は国民から徴収された税金その他の貴重な財源から賄われるものであり、政党交付金の交付を受ける政党は、政党交付金を適切に使用すべき責任を負うとの観点から、法人格を有する政党に限定するという特別な構成がとられている。また、形式的審査権のみを有する総務省としては、登記印の押印により交付先を判断することとしている。以上のことから、登記印の押印は、政党が分割等をした場合も含め、届出や請求の主体・内容が、真に政党交付金を受けける法人格を有する政党によるものであることを客観的に判断することの担保となっており、引き続き必要であると考えられる。
	存続政党、新設政党及び分割政党の届出	政党助成法	省令・告示に様式	登記印・登録印	政党交付金は国民から徴収された税金その他の貴重な財源から賄われるものであり、政党交付金の交付を受ける政党は、政党交付金を適切に使用すべき責任を負うとの観点から、法人格を有する政党に限定するという特別な構成がとられている。また、形式的審査権のみを有する総務省としては、登記印の押印により交付先を判断することとしている。以上のことから、登記印の押印は、政党が分割等をした場合も含め、届出や請求の主体・内容が、真に政党交付金を受けける法人格を有する政党によるものであることを客観的に判断することの担保となっており、引き続き必要であると考えられる。

所管府省	手続名	根拠法令	押印の根拠	押印の種類	存続する理由
総務省	政党の合併に関する届出	政党助成法	省令・告示に様式	登記印・登録印	政党交付金は国民から徴収された税金その他の貴重な財源から賄われるものであり、政党交付金の交付を受ける政党は、政党交付金を適切に使用すべき責任を負うとの観点から、法人格を有する政党に限定するという特別な構成がとられている。また、形式的審査権のみを有する総務省としては、登記印の押印により交付先を判断することとしている。以上のことから、登記印の押印は、政党が分割等をした場合も含め、届出や請求の主体・内容が、真に政党交付金を受けける法人格を有する政党によるものであることを客観的に判断することの担保となっており、引き続き必要であると考えられる。
	政党の分割に関する届出	政党助成法	省令・告示に様式	登記印・登録印	政党交付金は国民から徴収された税金その他の貴重な財源から賄われるものであり、政党交付金の交付を受ける政党は、政党交付金を適切に使用すべき責任を負うとの観点から、法人格を有する政党に限定するという特別な構成がとられている。また、形式的審査権のみを有する総務省としては、登記印の押印により交付先を判断することとしている。以上のことから、登記印の押印は、政党が分割等をした場合も含め、届出や請求の主体・内容が、真に政党交付金を受けける法人格を有する政党によるものであることを客観的に判断することの担保となっており、引き続き必要であると考えられる。
	特定交付金に係る届出	政党助成法	省令・告示に様式	登記印・登録印	政党交付金は国民から徴収された税金その他の貴重な財源から賄われるものであり、政党交付金の交付を受ける政党は、政党交付金を適切に使用すべき責任を負うとの観点から、法人格を有する政党に限定するという特別な構成がとられている。また、形式的審査権のみを有する総務省としては、登記印の押印により交付先を判断することとしている。以上のことから、登記印の押印は、政党が分割等をした場合も含め、届出や請求の主体・内容が、真に政党交付金を受けける法人格を有する政党によるものであることを客観的に判断することの担保となっており、引き続き必要であると考えられる。
	政党交付金による支出に充てていない政党交付金等の引継の届出	政党助成法	省令・告示に様式	登記印・登録印	政党交付金は国民から徴収された税金その他の貴重な財源から賄われるものであり、政党交付金の交付を受ける政党は、政党交付金を適切に使用すべき責任を負うとの観点から、法人格を有する政党に限定するという特別な構成がとられている。また、形式的審査権のみを有する総務省としては、登記印の押印により交付先を判断することとしている。以上のことから、登記印の押印は、政党が分割等をした場合も含め、届出や請求の主体・内容が、真に政党交付金を受けける法人格を有する政党によるものであることを客観的に判断することの担保となっており、引き続き必要であると考えられる。
	電波利用料口座振替納付申出書（既設局用）	電波法施行規則	省令・告示に様式	登記印・登録印	添付書類の口座振替依頼書の押印は金融機関での照合に必要
	電波利用料口座振替納付申出書（広域使用電波用）	電波法施行規則	省令・告示に様式	登記印・登録印	添付書類の口座振替依頼書の押印は金融機関での照合に必要
	電波利用料口座振替納付申出書（新設局用）	電波法施行規則	省令・告示に様式	登記印・登録印	添付書類の口座振替依頼書の押印は金融機関での照合に必要
	電波利用料口座振替納付申出書（特定免許等不要局用）	電波法施行規則	省令・告示に様式	登記印・登録印	添付書類の口座振替依頼書の押印は金融機関での照合に必要

所管府省	手続名	根拠法令	押印の根拠	押印の種類	存続する理由
法務省	不動産登記の申請	不動産登記法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	不動産登記手続では、財産的価値の高い不動産に関する権利の得喪について厳格な本人確認を行う必要があるため、存続する。
	商業・法人登記の申請	会社法	法律に明文の根拠	登記印・登録印	商業登記手続は、会社等の信用維持、取引の安全と円滑を確保するため、正確な法律関係や事実を公示する必要があるため、厳格な本人確認が必要であることから、存続する。
	商業・法人登記の申請（登記印・登録印の押印根拠がある添付書類）	会社法	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	代表取締役の選定等重要事項の変更を証する書面の真正を担保するため。
	債権譲渡登記等の申請	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	動産・債権譲渡登記制度は、動産・債権譲渡の対抗要件具備方法等に関する民法の特例として設けられた制度であり、民法上の対抗要件との優先劣後に影響することから、登記申請の処理が遅れることは申請人に対して重大な不利益を及ぼすことになりかねない。そのため、動産・債権譲渡登記では、登記申請を即時に処理するという要請を徹底させる必要があるため、登記義務者の登記申請の意思を確実に迅速に確認する必要があることから、登記義務者の押印を廃止することは困難である。
	債権譲渡登記事項概要証明書等の交付請求	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	譲渡に係る動産又は債権を特定する事項を含む登記事項の全部を記載した登記事項証明書は、企業がどのような資産を保有しているか等の営業秘密・事業戦略にかかわる情報や、債務者に関する情報を含むものであるため、その交付は、当該譲渡の当事者、利害関係人又は譲渡人の使用人に限って請求することができることとされており、申請人を特定する必要性が高いことから、申請人の押印を廃止することは困難である。
	供託の申請、供託物の払渡請求	供託法	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	供託官の審査権限は書面審査に限定されており、供託金の払渡しという国から私人への財貨の移転が伴うことから、誤りが万が一にもあってはならず、払渡請求が正当な権限を有する請求者の真正な意思に基づくものであることを確認するために必要であるため。
	動産譲渡登記等の申請	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	動産・債権譲渡登記制度は、動産・債権譲渡の対抗要件具備方法等に関する民法の特例として設けられた制度であり、民法上の対抗要件との優先劣後に影響する。このように、動産譲渡登記等の申請手続は、財産的価値の高い動産・債権の譲渡等に関するものであり、かつ、登記申請の即時処理の徹底が求められることから、厳格な本人確認を行うとともに、登記義務者の登記申請意思を確実に迅速に確認する必要性が高く、存続する。
	動産譲渡登記事項概要証明書等の交付請求	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	譲渡に係る動産又は債権を特定する事項を含む登記事項の全部を記載した登記事項証明書は、企業がどのような資産を保有しているか等の営業秘密・事業戦略にかかわる情報や、債務者に関する情報を含むものであるため、その交付は、当該譲渡の当事者、利害関係人又は譲渡人の使用人に限って請求することができることとされており、申請人を特定する必要性が高いことから、申請人の押印を廃止することは困難である。
	その他の登記の申請（立木に関する登記、船舶に関する登記、工場財団その他の財団に関する登記、農業用動産抵当に関する登記、建設機械に関する登記、鉱害賠償登録に関する登記）	立木ニ関スル法律	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	その他の登記申請手続では、財産的価値の高い財団等に関する権利の得喪について厳格な本人確認を行う必要があるため、存続する。
	印鑑の提出	商業登記法	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	法人の届出印を登録するための手続であることから、厳格な本人確認が必要であるため。
印鑑カードの交付の請求等	商業登記規則	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印	印鑑証明書を発行する際に必要な印鑑カードを交付するための手続であることから、登記所に提出された印鑑と申請書に押された印鑑とを照合する必要があるため。	

所管府省	手続名	根拠法令	押印の根拠	押印の種類	存続する理由
法務省	電子証明書による証明の請求	商業登記法	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印	商業登記電子証明書は、法人の印鑑証明書や資格証明書で確認されている「本人性」「法人格の存在」「代表権限の存在」をオンラインで確認することができる電子証明書として、行政手続のオンライン申請等に広く利用されている。そこで、成りすまし等による商業登記電子証明書の悪用を防止するため、電子証明書の関係手続においては、本人確認や申請権限の確認を厳格に行う必要がある。そのため、電子証明書の関係手続の申請書等については、登記所に提出した印鑑の押印を求めることで、本人確認や申請権限の確認を担保しているものであり、これを廃止することは困難である。
	電子証明書の使用の廃止の届出	商業登記法	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印	商業登記電子証明書は、法人の印鑑証明書や資格証明書で確認されている「本人性」「法人格の存在」「代表権限の存在」をオンラインで確認することができる電子証明書として、行政手続のオンライン申請や民間の取引等において広く利用されている。このような利用状況の下では、商業登記電子証明書の使用の廃止の届出は、成りすまし等を防止しつつ、迅速処理の徹底が求められるため、厳格な本人確認を行うとともに、届出意思を確実にかつ迅速に確認する必要性が高い。これらを実現するには、登記所に提出した印鑑の押印を求めることが、利用者にとって手間や負担が少なく、登記所においても迅速処理が可能となることから、存続する。
	電子証明書の使用の再開の届出	商業登記規則	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印	商業登記電子証明書は、法人の印鑑証明書や資格証明書で確認されている「本人性」「法人格の存在」「代表権限の存在」をオンラインで確認することができる電子証明書として、行政手続のオンライン申請や民間の取引等において広く利用されている。このような利用状況の下では、商業登記電子証明書の使用の再開の届出は、成りすまし等を防止しつつ、迅速処理の徹底が求められるため、厳格な本人確認を行うとともに、届出意思を確実にかつ迅速に確認する必要性が高い。これらを実現するには、登記所に提出した印鑑の押印を求めることが、利用者にとって手間や負担が少なく、登記所においても迅速処理が可能となることから、存続する。
	識別符号の変更	商業登記規則	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印	商業登記電子証明書は、法人の印鑑証明書や資格証明書で確認されている「本人性」「法人格の存在」「代表権限の存在」をオンラインで確認することができる電子証明書として、行政手続のオンライン申請や民間の取引等において広く利用されている。このような利用状況の下では、商業登記電子証明書の識別符号の変更は、成りすまし等を防止しつつ、迅速処理の徹底が求められるため、厳格な本人確認を行うとともに、届出意思を確実にかつ迅速に確認する必要性が高い。これらを実現するには、登記所に提出した印鑑の押印を求めることが、利用者にとって手間や負担が少なく、登記所においても迅速処理が可能となることから、存続する。
	供託金の保管替えの請求	供託規則	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	供託金の保管替えの制度は、事業者が営業保証供託金を他の供託所に移管するために設けられた制度であるところ、供託金の保管替えの請求手続は、財産的価値の高い営業保証金を保管する供託所の変更に関するものであることから、厳格な本人確認を行う必要性が高いため。
	供託金利息の払渡請求	供託規則	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	供託金利息の払渡請求手続は、供託金利息の払渡しという国から私人への財貨の移転を伴うものであることから、厳格な本人確認を行う必要性が高いため。
	供託有価証券の利札の払渡請求	供託規則	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	供託有価証券の利札の払渡請求手続は、利札の払渡しという国から私人への財貨の移転を伴うものであることから、厳格な本人確認を行う必要性が高いため。

所管府省	手続名	根拠法令	押印の根拠	押印の種類	存続する理由
法務省	供託に関する書類の閲覧請求	供託規則	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	供託に関する書類は、債権者及び債務者に関する情報や当事者間の紛争に関する情報を含むものであるため、その閲覧請求は、利害関係人に限ってすることができ、閲覧によって時効の更新等という法律効果も生じる。また、これらの情報は、いったん誤って流出した場合には当事者が甚大な不利益を被り、性質上回復することが困難であって、多額の国家賠償請求を受けるおそれもあることから、供託に関する書類の閲覧請求手続は、厳格な本人確認を行う必要性が高いため。
	供託に関する事項の証明請求	供託規則	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	供託に関する事項は、債権者及び債務者に関する情報や当事者間の紛争に関する情報を含むものであるため、当該事項の証明請求は、利害関係人に限ってすることができ、証明により時効の更新等という法律効果も生じる。また、これらの情報は、いったん誤って流出した場合には当事者が甚大な不利益を被り、性質上回復することが困難であって、多額の国家賠償請求を受けるおそれもあることから、供託に関する事項の証明請求手続は、厳格な本人確認を行う必要性が高く、存続する。
	登記申請書等の閲覧	動産・債権譲渡登記令	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	動産・債権譲渡登記の登記申請書等は、債務者に関する情報や企業が保有する資産等の営業秘密・事業戦略に関する情報を含むものであるため、その閲覧請求は、利害関係人に限ってすることができる。これらの情報は、いったん誤って流出した場合には当事者が甚大な不利益を被り、性質上回復することが困難であって、多額の国家賠償請求訴訟を受けるおそれもあることから、動産・債権譲渡登記の登記申請書等の閲覧請求手続は、厳格な本人確認を行う必要性が高く、存続する。
	矯正医官修学資金貸与申請	矯正医官修学資金貸与法	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	矯正医官修学資金貸与制度においては、貸与時に担保として保証人を2名立てなければならないところ、国の債権を適切に管理するにあたり、保証人となったことが保証人の真正な意思に基づくものであることを確認するために必要であるため、保証人の押印を廃止することは困難である。
	電子証明書による証明の再度の請求	商業登記規則	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印	商業登記電子証明書は、法人の印鑑証明書や資格証明書で確認されている「本人性」「法人格の存在」「代表権限の存在」をオンラインで確認することができる電子証明書として、行政手続のオンライン申請や民間の取引等において広く利用されている。このような利用状況の下では、商業登記電子証明書の再度の請求は、成りすまし等を防止しつつ、迅速処理の徹底が求められるため、厳格な本人確認を行うとともに、届出意思を確実かつ迅速に確認する必要性が高い。これらを実現するには、登記所に提出した印鑑の押印を求めることが、利用者にとって手間や負担が少なく、登記所においても迅速処理が可能となることから、存続する。

所管府省	手続名	根拠法令	押印の根拠	押印の種類	存続する理由
財務省	担保の提供手続	関税法施行令	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【抵当権設定登記承諾書】 関係機関（法務局）に抵当権設定登記を嘱託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。 【保証人の保証を証する書面】 保証人が納税者の納税債務を保証する旨の真意を確認する必要があるため。税関長・保証人間の契約文書に相当する文書。
	換価の猶予の申請	国税徴収法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【抵当権設定登記承諾書】 関係機関（法務局）に抵当権設定登記を嘱託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。 【保証人の保証を証する書面】 保証人が納税者の納税債務を保証する旨の真意を確認する必要があるため。税務署長・保証人間の契約書に相当する文書。
	相続税の延納の許可	相続税法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【抵当権設定登記承諾書】 関係機関（法務局）に抵当権設定登記を嘱託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。 【保証人の保証を証する書面】 保証人が納税者の納税債務を保証する旨の真意を確認する必要があるため。税務署長・保証人間の契約書に相当する文書。
	贈与税の延納の許可	相続税法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【抵当権設定登記承諾書】 関係機関（法務局）に抵当権設定登記を嘱託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。 【保証人の保証を証する書面】 保証人が納税者の納税債務を保証する旨の真意を確認する必要があるため。税務署長・保証人間の契約書に相当する文書。
	物納の許可	相続税法	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【所有権移転登記承認書】 関係機関（法務局）に所有権移転登記を嘱託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。
	物納財産の変更に係る他の財産をもって物納に充てる旨の申請	相続税法（改正前）	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【所有権移転登記承認書】 関係機関（法務局）に所有権移転登記を嘱託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。
	物納撤回に係る延納の許可	相続税法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【抵当権設定登記承諾書】 関係機関（法務局）に抵当権設定登記を嘱託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。 【保証人の保証を証する書面】 保証人が納税者の納税債務を保証する旨の真意を確認する必要があるため。税務署長・保証人間の契約書に相当する文書。
	相続税申告	相続税法	法律に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【財産の分割の協議に関する書類】 遺産分割協議の内容は相続税額の計算に直接影響することから、その内容が全員の真意に基づき成立したものであることを担保する措置が必要であるため。
	特定物納の許可	相続税法	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【所有権移転登記承認書】 関係機関（法務局）に所有権移転登記を嘱託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。

所管府省	手続名	根拠法令	押印の根拠	押印の種類	存続する理由
財務省	納税の猶予等に係る担保の提供手続 (保証人)	国税通則法施行令	法令・告示の根拠なし	登記印・登録印 + 印鑑証明	【保証人の保証を証する書面】 保証人が納税者の納税債務を保証する旨の真意を確認する必要があるため。税務署長・保証人間の契約書に相当する文書。
	納税の猶予等に係る担保の提供手続 (不動産、船舶、航空機等)	国税通則法施行令	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【抵当権設定登記承諾書】 関係機関（法務局）に抵当権設定登記を囑託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。
	担保の提供（納期限の延長のため）	石油石炭税法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【抵当権設定登記承諾書】 関係機関（法務局）に抵当権設定登記を囑託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。 【保証人の保証を証する書面】 保証人が納税者の納税債務を保証する旨の真意を確認する必要があるため。税務署長・保証人間の契約書に相当する文書。
	担保の提供（納期限の延長のため）	石油ガス税法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【抵当権設定登記承諾書】 関係機関（法務局）に抵当権設定登記を囑託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。 【保証人の保証を証する書面】 保証人が納税者の納税債務を保証する旨の真意を確認する必要があるため。税務署長・保証人間の契約書に相当する文書。
	担保の提供（納期限の延長のため）	たばこ税法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【抵当権設定登記承諾書】 関係機関（法務局）に抵当権設定登記を囑託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。 【保証人の保証を証する書面】 保証人が納税者の納税債務を保証する旨の真意を確認する必要があるため。税務署長・保証人間の契約書に相当する文書。
	担保の提供（納期限の延長のため）	揮発油税法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【抵当権設定登記承諾書】 関係機関（法務局）に抵当権設定登記を囑託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。 【保証人の保証を証する書面】 保証人が納税者の納税債務を保証する旨の真意を確認する必要があるため。税務署長・保証人間の契約書に相当する文書。
	納税の猶予の申請（相互協議）	租税特別措置法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【抵当権設定登記承諾書】 関係機関（法務局）に抵当権設定登記を囑託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。 【保証人の保証を証する書面】 保証人が納税者の納税債務を保証する旨の真意を確認する必要があるため。税務署長・保証人間の契約書に相当する文書。
	徴収の猶予の申請（国税通則法第46条第2項上段を準用し、読み替え）	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【抵当権設定登記承諾書】 関係機関（法務局）に抵当権設定登記を囑託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。 【保証人の保証を証する書面】 保証人が納税者の納税債務を保証する旨の真意を確認する必要があるため。税務署長・保証人間の契約書に相当する文書。

所管府省	手続名	根拠法令	押印の根拠	押印の種類	存続する理由
厚生労働省	雇用保険印紙の消印に使用する認印の印影の届出	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則	法令・告示の根拠なし	登記印・登録印	日雇労働者に関しては、複数の事業場にて併行して就労することが想定され、その就労実態を把握し、適正に労働保険料を納付させ、ひいては日雇労働求職者給付金の不正受給を防ぐため、印紙を日雇労働者が持つ日雇労働被保険者手帳に貼付し、予め印影を登録させた認印により、各事業場の事業主に消印させることとしている。本件は当該印影登録届出書に係る認印の押印を意味するが、上記のとおり届出がないと、消印としての真正性が確保できず、事業場名に類似させた印等による消印等により、不正な取り扱いの余地が生まれ、給付金の不正受給にも繋がりうるほか、就労形態上、事業主と紐づけた就労管理や、電子手続のような印紙以外の管理も難しいことから、当該手続に係る押印を省略ないし廃止するのは困難と考える。
	労働保険料等口座振替納付書送付依頼書	労働保険の保険料の徴収等に関する法律	法令・告示の根拠なし	登記印・登録印	金融機関に対する届出印のため
	雇用保険の事業所の各種変更の届出	雇用保険法施行規則	法令・告示の根拠なし	登記印・登録印	当該事業所に雇用される労働者が雇用保険関係手続を行う際に必要となる事業主の証明に使用する印影（及び郵送通知物の宛先となる住所）の変更を届出内容に含むことから、廃止した場合、以降に行われる手続における真正性の確認が困難となるため。
	雇用保険の事業所設置の届出	雇用保険法施行規則	法令・告示の根拠なし	登記印・登録印	当該事業所に雇用される労働者が雇用保険関係手続を行う際に必要となる事業主の証明に使用する印影（及び郵送通知物の宛先となる住所）の登録を届出内容に含むことから、廃止した場合、以降に行われる手続における真正性の確認が困難となるため。
	再就職手当の支給申請手続	雇用保険法施行規則	省令・告示に様式	登記印・登録印	当該手続は労働者が申請するものであるが、採用内定日、雇用期間等について事業主の証明により支給要件を満たすことを確認する必要があるため、その真正性を担保するため。
	就職促進定着手当の支給申請手続	雇用保険法施行規則	省令・告示に様式	登記印・登録印	当該手続は労働者が申請するものであるが、一週間の所定労働時間、雇用期間中の賃金額等について事業主の証明により支給要件を満たすことを確認する必要があるため、その真正性を担保するため。
	常用就職支度手当の支給申請手続	雇用保険法施行規則	省令・告示に様式	登記印・登録印	当該手続は労働者が申請するものであるが、採用内定日、雇用期間等について事業主の証明により支給要件を満たすことを確認する必要があるため、その真正性を担保するため。
	高齢雇用継続基本給付金（初回）の申請	雇用保険法施行規則	省令・告示に様式	登記印・登録印	当該手続は労働者が申請するものであるが、支給対象期間中の賃金額等について事業主の証明により支給要件を満たすことを確認する必要があるため、その真正性を担保するため。（事業主経由での申請の場合は押印不要。）
	高齢再就職給付金の申請（初回）	雇用保険法施行規則	省令・告示に様式	登記印・登録印	当該手続は労働者が申請するものであるが、支給対象期間中の賃金額等について事業主の証明により支給要件を満たすことを確認する必要があるため、その真正性を担保するため。（事業主経由での申請の場合は押印不要。）
	代理人に係る事項等の変更届出	雇用保険法施行規則	法令・告示の根拠なし	登記印・登録印	代理人が事業主の代わりに雇用保険関係手続を行う際に使用する印影の登録をするものであるため。
	代理人の選任・解任の届出	雇用保険法施行規則	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印	代理人が事業主の代わりに雇用保険関係手続を行う際に使用する印影の登録をするものであるため。

所管府省	手続名	根拠法令	押印の根拠	押印の種類	存続する理由
厚生労働省	印章の印影の変更届出	中小企業退職金共済法施行規則	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印	(消印に係る印章の印影の登録) 特定業種退職金共済制度の被共済者に関しては、複数の事業場にて併行して就労することが想定され、その就労実態を把握し、適正に掛金を納付させ、ひいては退職金の不正受給を防ぐため、共済証紙を被共済者が持つ共済手帳に貼付し、予め印影を登録させた認印により、共済契約者に消印させることとしている。本件は当該印影の届出書に係る認印の押印を意味するが、上記のとおり届出がないと、消印としての真正性が確保できず、共済約者名に類似させた印等による消印等により、不正な取り扱いの余地が生まれ、退職金の不正受給にも繋がりうるほか、就労形態上、事業主と紐づけた就労管理等が難しいことから、当該手続に係る押印を省略ないし廃止するのは困難と考える。
	特定業種の指定に伴う応募書の提出	独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印	(消印に係る印章の印影の登録) 特定業種退職金共済制度の被共済者に関しては、複数の事業場にて併行して就労することが想定され、その就労実態を把握し、適正に掛金を納付させ、ひいては退職金の不正受給を防ぐため、共済証紙を被共済者が持つ共済手帳に貼付し、予め印影を登録させた認印により、共済契約者に消印させることとしている。本件は当該印影の届出書に係る認印の押印を意味するが、上記のとおり届出がないと、消印としての真正性が確保できず、共済約者名に類似させた印等による消印等により、不正な取り扱いの余地が生まれ、退職金の不正受給にも繋がりうるほか、就労形態上、事業主と紐づけた就労管理等が難しいことから、当該手続に係る押印を省略ないし廃止するのは困難と考える。
	特定業種退職金共済契約の申込み	中小企業退職金共済法施行規則	法令・告示の根拠なし	登記印・登録印	(消印に係る印章の印影の登録) 特定業種退職金共済制度の被共済者に関しては、複数の事業場にて併行して就労することが想定され、その就労実態を把握し、適正に掛金を納付させ、ひいては退職金の不正受給を防ぐため、共済証紙を被共済者が持つ共済手帳に貼付し、予め印影を登録させた認印により、共済契約者に消印させることとしている。本件は当該印影の届出書に係る認印の押印を意味するが、上記のとおり届出がないと、消印としての真正性が確保できず、共済約者名に類似させた印等による消印等により、不正な取り扱いの余地が生まれ、退職金の不正受給にも繋がりうるほか、就労形態上、事業主と紐づけた就労管理等が難しいことから、当該手続に係る押印を省略ないし廃止するのは困難と考える。
	契約の申込	中小企業退職金共済法	法令・告示の根拠なし	登記印・登録印	金融機関に対する届出印のため
	口座振替による納付の申出	国民年金法施行規則	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印	金融機関に対する届出印のため
	保険料口座振替納付(変更)申出書	厚生年金保険法施行規則	法令・告示の根拠なし	登記印・登録印	金融機関に対する届出印のため
	中小事業主掛金拠出の届出	確定拠出年金法	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印	金融機関に対する届出印のため
	中小事業主掛金拠出の変更の届出	確定拠出年金法	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印	金融機関に対する届出印のため
	個人型年金運用指図者(第1号)⇒加入者の申出書	確定拠出年金法施行規則	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印	金融機関に対する届出印のため
	個人型年金運用指図者(第2号)⇒加入者の申出書	確定拠出年金法施行規則	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印	金融機関に対する届出印のため
	個人型年金加入者を使用する企業の書類の提出	確定拠出年金法施行規則	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印	金融機関に対する届出印のため

所管府省	手続名	根拠法令	押印の根拠	押印の種類	存続する理由
経済産業省	出願人名義変更届	特許法	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書への押印は廃止 ・申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（譲渡証書等）」への押印は存続 ・特許等は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 ・現時点においては、申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（譲渡証書等）」について、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う機能がシステム上で実現できていないことから、押印による厳格な本人確認が必要
	出願人名義変更届	実用新案法	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書への押印は廃止 ・申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（譲渡証書等）」への押印は存続 ・特許等は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 ・現時点においては、申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（譲渡証書等）」について、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う機能がシステム上で実現できていないことから、押印による厳格な本人確認が必要
	出願人名義変更届	意匠法	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書への押印は廃止 ・申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（譲渡証書等）」への押印は存続 ・特許等は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 ・現時点においては、申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（譲渡証書等）」について、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う機能がシステム上で実現できていないことから、押印による厳格な本人確認が必要
	出願人名義変更届	商標法	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書への押印は廃止 ・申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（譲渡証書等）」への押印は存続 ・特許等は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 ・現時点においては、申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（譲渡証書等）」について、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う機能がシステム上で実現できていないことから、押印による厳格な本人確認が必要
	氏名（名称）変更届	工業所有権に関する手続等の特例に関する法令施行規則	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	<ul style="list-style-type: none"> ・書面で申請する場合は、申請書以外の本人確認書類を求めているため、押印による厳格な本人確認が必要 ・電子申請する場合は、押印不要
	住所（居所）変更届	工業所有権に関する手続等の特例に関する法令施行規則	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	<ul style="list-style-type: none"> ・書面で申請する場合は、申請書以外の本人確認書類を求めているため、押印による厳格な本人確認が必要 ・電子申請する場合は、押印不要

所管府省	手続名	根拠法令	押印の根拠	押印の種類	存続する理由
経済産業省	「一般承継による権利の移転」以外の移転登録	特許登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書への押印は廃止 ・申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（譲渡証書等）」への押印は存続 ・特許等は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 ・現時点においては、申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（譲渡証書等）」について、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う機能がシステム上で実現できていないことから、押印による厳格な本人確認が必要
	一般承継による権利の移転の登録	特許登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書への押印は廃止 ・申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（会社分割承継証明書等）」への押印は存続 ・特許等は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 ・現時点においては、申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（会社分割承継証明書等）」について、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う機能がシステム上で実現できていないことから、押印による厳格な本人確認が必要
	「一般承継による権利の移転」以外の移転登録	実用新案登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書への押印は廃止 ・申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（譲渡証書等）」への押印は存続 ・特許等は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 ・現時点においては、申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（譲渡証書等）」について、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う機能がシステム上で実現できていないことから、押印による厳格な本人確認が必要
	一般承継による権利の移転の登録	実用新案登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書への押印は廃止 ・申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（会社分割承継証明書等）」への押印は存続 ・特許等は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 ・現時点においては、申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（会社分割承継証明書等）」について、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う機能がシステム上で実現できていないことから、押印による厳格な本人確認が必要
	「一般承継による権利の移転」以外の移転登録	意匠登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書への押印は廃止 ・申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（譲渡証書等）」への押印は存続 ・特許等は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 ・現時点においては、申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（譲渡証書等）」について、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う機能がシステム上で実現できていないことから、押印による厳格な本人確認が必要

所管府省	手続名	根拠法令	押印の根拠	押印の種類	存続する理由
経済産業省	一般承継による権利の移転の登録	意匠登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書への押印は廃止 ・申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（会社分割承継証明書等）」への押印は存続 ・特許等は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 ・現時点においては、申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（会社分割承継証明書等）」について、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う機能がシステム上で実現できていないことから、押印による厳格な本人確認が必要
	「一般承継による権利の移転」以外の移転登録	商標登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書への押印は廃止 ・申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（譲渡証書等）」への押印は存続 ・特許等は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 ・現時点においては、申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（譲渡証書等）」について、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う機能がシステム上で実現できていないことから、押印による厳格な本人確認が必要
	一般承継による権利の移転の登録	商標登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書への押印は廃止 ・申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（会社分割承継証明書等）」への押印は存続 ・特許等は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 ・現時点においては、申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（会社分割承継証明書等）」について、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う機能がシステム上で実現できていないことから、押印による厳格な本人確認が必要
	仮専用実施権の登録申請	特許登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書への押印は廃止 ・申請書へ添付する「仮専用実施権設定契約証書等」への押印は存続 ・特許等は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 ・現時点においては、申請書へ添付する「仮専用実施権設定契約証書等」について、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う機能がシステム上で実現できていないことから、押印による厳格な本人確認が必要
	質権の登録申請	特許登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書への押印は廃止 ・申請書へ添付する「質権設定契約証書等」への押印は存続 ・特許等は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 ・現時点においては、申請書へ添付する「質権設定契約証書等」について、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う機能がシステム上で実現できていないことから、押印による厳格な本人確認が必要

所管府省	手続名	根拠法令	押印の根拠	押印の種類	存続する理由
経済産業省	質権の登録申請	実用新案登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書への押印は廃止 ・申請書へ添付する「質権設定契約証書等」への押印は存続 ・特許等は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 ・現時点においては、申請書へ添付する「質権設定契約証書等」について、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う機能がシステム上で実現できていないことから、押印による厳格な本人確認が必要
	専用実施権の登録申請	意匠登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書への押印は廃止 ・申請書へ添付する「専用実施権設定契約証書等」への押印は存続 ・特許等は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 ・現時点においては、申請書へ添付する「専用実施権設定契約証書等」について、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う機能がシステム上で実現できていないことから、押印による厳格な本人確認が必要
	質権の登録申請	意匠登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書への押印は廃止 ・申請書へ添付する「質権設定契約証書等」への押印は存続 ・特許等は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 ・現時点においては、申請書へ添付する「質権設定契約証書等」について、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う機能がシステム上で実現できていないことから、押印による厳格な本人確認が必要
	質権の登録申請	商標登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書への押印は廃止 ・申請書へ添付する「質権設定契約証書等」への押印は存続 ・特許等は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 ・現時点においては、申請書へ添付する「質権設定契約証書等」について、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う機能がシステム上で実現できていないことから、押印による厳格な本人確認が必要
	通常使用権の登録申請	商標登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書への押印は廃止 ・申請書へ添付する「通常使用権設定契約証書等」への押印は存続 ・特許等は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 ・現時点においては、申請書へ添付する「通常使用権設定契約証書等」について、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う機能がシステム上で実現できていないことから、押印による厳格な本人確認が必要
	鉱業権の設定、変更等の登録	鉱業法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書への押印は廃止 ・申請書へ添付する「登録の原因を証する書面（脱退決議書、法規決議書等）」への押印は存続 ・鉱業権は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 ・関係者と同意していること等を証する書類は、現在デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う仕組みが実現できていないため、押印による厳格な本人確認が必要

所管府省	手続名	根拠法令	押印の根拠	押印の種類	存続する理由
経済産業省	遺留分に関する民法の特例に係る確認申請	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律	法律に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	<ul style="list-style-type: none"> 申請書への押印は廃止 申請書へ添付する「現経営者の推定相続人全員及び後継者が合意したことを証する合意書」への押印は存続 推定相続人全員の合意の有無が遺留分の算定に直接影響することから、推定相続人間での紛争を抑止する観点からも、推定相続人全員の真意に基づき合意が行われたことを担保する措置が必要 現時点においては、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う仕組みが家庭裁判所も含めて実現できていないため、押印による厳格な本人確認が必要
	専用実施権の登録申請	特許登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印	<ul style="list-style-type: none"> 申請書への押印は廃止 申請書へ添付する「専用実施権設定契約証書等」への押印は存続 特許等は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 現時点においては、申請書へ添付する「専用実施権設定契約証書等」について、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う機能がシステム上で実現できていないことから、押印による厳格な本人確認が必要
	専用実施権の登録申請	実用新案登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印	<ul style="list-style-type: none"> 申請書への押印は廃止 申請書へ添付する「専用実施権設定契約証書等」への押印は存続 特許等は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 現時点においては、申請書へ添付する「専用実施権設定契約証書等」について、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う機能がシステム上で実現できていないことから、押印による厳格な本人確認が必要
	専用使用权の登録申請	商標登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印	<ul style="list-style-type: none"> 申請書への押印は廃止 申請書へ添付する「専用使用权設定契約証書等」への押印は存続 特許等は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 現時点においては、申請書へ添付する「専用使用权設定契約証書等」について、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う機能がシステム上で実現できていないことから、押印による厳格な本人確認が必要
	登録名義人の表示変更登録申請	特許登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印	<ul style="list-style-type: none"> 書面で申請する場合は、申請書以外の本人確認書類を求めているため、押印による厳格な本人確認が必要
	登録名義人の表示変更登録申請	実用新案登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印	<ul style="list-style-type: none"> 書面で申請する場合は、申請書以外の本人確認書類を求めているため、押印による厳格な本人確認が必要
	登録名義人の表示変更登録申請	意匠登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印	<ul style="list-style-type: none"> 書面で申請する場合は、申請書以外の本人確認書類を求めているため、押印による厳格な本人確認が必要
	登録名義人の表示変更登録申請	商標登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印	<ul style="list-style-type: none"> 書面で申請する場合は、申請書以外の本人確認書類を求めているため、押印による厳格な本人確認が必要

所管府省	手続名	根拠法令	押印の根拠	押印の種類	存続する理由
経済産業省	実用新案権抹消登録申請	実用新案登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書への押印は廃止 ・申請書へ添付する「実用新案権の放棄書等」への押印は存続 ・特許等は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 ・現時点においては、申請書へ添付する「実用新案権の放棄書等」について、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う機能がシステム上で実現できていないことから、押印による厳格な本人確認が必要
	商標権分割登録申請	商標登録令施行規則	政令に明文の根拠	登記印・登録印	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書への押印は廃止 ・申請書へ添付する「商標権分割証書等」への押印は存続 ・特許等は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 ・現時点においては、申請書へ添付する「商標権分割証書等」について、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う機能がシステム上で実現できていないことから、押印による厳格な本人確認が必要
	商標権分割移転登録申請	商標登録令施行規則	政令に明文の根拠	登記印・登録印	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書への押印は廃止 ・申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（分割譲渡証書等）」への押印は存続 ・特許等は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 ・現時点においては、申請書へ添付する「権利の承継を証明する書面（分割譲渡証書等）」について、デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う機能がシステム上で実現できていないことから、押印による厳格な本人確認が必要
	鉱業権の移転の許可申請	鉱業法施行規則	省令・告示に様式	登記印・登録印 + 印鑑証明	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書への押印は廃止 ・申請書へ添付する「新旧鉱業権者の契約書（権利の移転を証明する書面）」への押印は存続 ・鉱業権は、不動産、自動車等と同様に、財産的価値が高く、偽造により不当な権利移転や権利の失効が行われた場合に、行政では権利の回復が困難 ・関係者と同意していること等を証する書類は、現在デジタル技術を用いて厳格な本人確認を行う仕組みが実現できていないため、押印による厳格な本人確認が必要
	住所（居所）変更届	工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	<ul style="list-style-type: none"> ・書面で申請する場合は、申請書以外の本人確認書類を求めているため、押印による厳格な本人確認が必要 ・電子申請する場合は、押印不要
	氏名（名称）変更届	工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令	省令・告示に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	<ul style="list-style-type: none"> ・書面で申請する場合は、申請書以外の本人確認書類を求めているため、押印による厳格な本人確認が必要 ・電子申請する場合は、押印不要

所管府省	手続名	根拠法令	押印の根拠	押印の種類	存続する理由
国土交通省	自動車の新規登録	道路運送車両法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	自動車の登録手続のうち、印鑑証明書を求めている手続は、財産的価値の高い自動車の所有権の取得又は喪失に直接影響を及ぼすものであることから、所有権の公証のために厳格な本人確認を行う必要性が高いため。
	自動車の移転登録	道路運送車両法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	自動車の登録手続のうち、印鑑証明書を求めている手続は、財産的価値の高い自動車の所有権の取得又は喪失に直接影響を及ぼすものであることから、所有権の公証のために厳格な本人確認を行う必要性が高いため。
	自動車の抹消登録	道路運送車両法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	自動車の登録手続のうち、印鑑証明書を求めている手続は、財産的価値の高い自動車の所有権の取得又は喪失に直接影響を及ぼすものであることから、所有権の公証のために厳格な本人確認を行う必要性が高いため。
	新規登録申請	小型船舶の登録等に関する法律	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	小型船舶の登録手続のうち、印鑑証明書を求めている手続は、財産的価値の高い小型船舶の所有権の取得又は喪失に直接影響を及ぼすものであることから、所有権の公証のために厳格な本人確認を行う必要性が高いため。
	移転登録申請	小型船舶の登録等に関する法律	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	小型船舶の登録手続のうち、印鑑証明書を求めている手続は、財産的価値の高い小型船舶の所有権の取得又は喪失に直接影響を及ぼすものであることから、所有権の公証のために厳格な本人確認を行う必要性が高いため。
	自動車の登録の抹消	自動車登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	自動車の登録手続のうち、印鑑証明書を求めている手続は、財産的価値の高い自動車の所有権の取得又は喪失に直接影響を及ぼすものであることから、所有権の公証のために厳格な本人確認を行う必要性が高いため。
	自動車の抹消した登録の回復	自動車登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	自動車の登録手続のうち、印鑑証明書を求めている手続は、財産的価値の高い自動車の所有権の取得又は喪失に直接影響を及ぼすものであることから、所有権の公証のために厳格な本人確認を行う必要性が高いため。
	自動車の抵当権の登録	自動車登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	自動車の登録手続のうち、印鑑証明書を求めている手続は、財産的価値の高い自動車の所有権の取得又は喪失に直接影響を及ぼすものであることから、所有権の公証のために厳格な本人確認を行う必要性が高いため。